

柏市無料低額宿泊所設置等指導要綱

制定 令和 3年 3月 31日

施行 令和 3年 4月 1日

(目的等)

第1条 この要綱は、無料低額宿泊所の届出等について必要な事項を定めることにより、適正な無料低額宿泊所の設置及び運営並びに無料低額宿泊所周辺の良い生活環境の維持及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 無料低額宿泊所 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号)第1条に規定する無料低額宿泊所をいう。
- (2) 近隣住民等 無料低額宿泊所の周辺に居住する者、周辺の事業所等に勤務する者、周辺の町会及び自治会その他個人又は団体のうち、当該無料低額宿泊所の設置が自ら又は地域の生活環境に影響を与えるおそれがあると主張するものをいう。
- (3) 事業者 無料低額宿泊所を設置して社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業を営もうとする者のうち国及び都道府県以外のものをいう。

(事前相談に関する指導)

第3条 市長は、事業者に対して、次条の規定による事前協議書の提出の1月前までに、別表事前相談の欄に掲げる書類を添付した事前相談申込書を市長に提出して市長と事前相談をするよう、指導するものとする。

(事前協議に関する指導)

第4条 市長は、事業者に対して、その事業開始の3月前までに、別表事前協議の欄に掲げる書類を添付した事前協議書を市長に提

出して、需要、利用方法、次条第1項の規定による説明の内容等について、市長と事前協議をするよう指導するものとする。

(近隣住民等への説明に関する指導)

第5条 市長は、事業者が前条に規定する協議が終了した後速やかに無料低額宿泊所の設置の趣旨、設備、人員配置、管理運営の形態その他の計画及び周辺的生活環境に与える影響に関する事項について説明会の開催等の方法により近隣住民等に説明をし、その理解を得るよう指導するものとする。

2 市長は、事業者が前項に規定する説明を行った後であっても、近隣住民等からの当該説明の申出があったときは、事業者がその都度説明を行うよう指導するものとする。事業を開始した後もまた同様とする。

3 市長は、事業者が前2項の規定による説明を行ったときは、5日以内にその内容について事業者が報告書を作成し、市長に提出するよう指導するものとする。

(近隣住民等との協定の締結に関する指導)

第6条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による説明の結果合意に達した事項について、事業者が近隣住民等と協定を締結し、これを遵守するよう指導するものとする。

(事前届出に関する指導)

第7条 市長は、法第68条の2第2項の規定による届出を行うべき者に対して、当該届出は第4条の規定による事前協議終了後当該届出に係る施設を設置して行う事業の開始1月前までに、届出書に別表届出の欄に掲げる書類を添付して行うよう指導するものとする。

(事後届出に関する指導)

第8条 市長は、法第68条の2第1項の規定による届出を行うべき者に対して、当該届出は届出書に別表届出の欄に掲げる書類を添付して行うよう指導するものとする。

(届出事項の変更の届出)

第9条 市長は、法第68条の3の規定による届出を行うべき者が当該届出を行おうとするときは、当該届出に係る変更内容が確認できる書類を添付するよう指導するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。